

OFIX 共催事業（相談会）

地域外国人住民のための相談会共催事業について

1 目的

大阪府内の外国人住民が安心して生活できるように、地域に密着した情報提供窓口を基礎自治体が常時設置することが望ましいが、コストやマンパワーの面からも自治体単独で同様のサービスを提供することは困難な現状である。そのため、公益財団法人 大阪府国際交流財団（以下「財団」という。）との共催により、パイロットプログラムとして1日相談会を開催することで、将来に向けその環境を整える。

2 対象事業

現在常設の外国人相談窓口を有しない市町村や市町村国際交流協会等と共同で開催する外国人住民向け1日相談事業を対象とする。ただし、既に共催事業を実施された市町村、協会においては、既実施の成果や反省点をふまえた改善点を明記した事業展開を計画することとする。

3 経費

相談会実施に伴う経費負担に関しては、原則として実施団体と相談の上決めることとするが、財団は下記の経費負担が可能である。

- (1) 専門相談員 1団体について上限3名（OFIX職員除く）
- (2) 通訳派遣（原則 大阪府外国人情報コーナー対応言語(*)に限る）
- (3) 会場費 上限15000円
- (4) チラシ作成に係る翻訳（原則、大阪府外国人情報コーナー対応言語(*)に限る）

*大阪府外国人情報コーナー対応言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、フィリピン語、日本語

4 実施申込

共催事業の開催を希望する団体は、共催事業計画（様式1）、事業計画書（様式2）及び事業費経費分担表（様式3-B）以下「共催事業計画等」という）を原則実施の1か月前までに財団へ提出することとする。

5 決定通知等

- (1) 財団は、提出された共催事業計画等を審査後、共催の可否を決定し、速やかに結果を申請団体に通知する。
- (2) やむを得ず事業計画の変更・中止が生じた場合は、共催事業変更・中止申請届（様式5）（を速やかに提出することとする）。

6 報告書の提出

事業終了後、申請団体は速やかに共催事業実施報告書（書式自由）を財団に提出することとする。